

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、  
たるときは、翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
  - 生活保護法による診療所等の廃止（〃）
  - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課）
  - 国民健康保険法による療養取扱機関の辞退（〃）
  - 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
  - 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
  - 土地改良事業の認可（〃）
  - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
  - 都市計画の変更（都市計画課）

## 告 示

### 鳥取県告示第千十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	昭和六十三年九月七日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	〃
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町六七	昭和六十三年九月十三日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	〃
真誠会医院	米子市河崎五八〇	昭和六十三年九月二十六日
安部内科医院	米子市西福原一五五六―一七	〃
名和薬局	西伯郡名和町大字御来屋一六〇―二〇	〃

### 鳥取県告示第千十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	昭和六十三年二月二十八日
三朝薬局	東伯郡三朝町大字三朝九七二 一六	昭和六十三年四月一日

鳥取県告示第千十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
森内科医院	米子市石井六九九一	昭和六十三年六月二十七日
医療法人社団松本歯科診療所	鳥取市上魚町四九	昭和六十三年六月一日
安部内科医院	米子市西福原一五五六一七	昭和六十三年七月一日
医療法人社団愛生会長田産婦人科医院	米子市上後藤三三三一	"
谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一	昭和六十三年七月八日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和六十三年七月一日
クリニク三上 歯科	米子市昭和町七六	昭和六十三年九月二十四日
大石医院	倉吉市西倉吉町二二	昭和六十三年九月十六日

鳥取県告示第千十五号

次のとおり療養取扱機関の辞退があつたので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
アサヒ内科クリニック	鳥取市永楽温泉町二七一	昭和六十三年五月三十日
岡田薬局	米子市上後藤二九四一二	〃

鳥取県告示第十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
大石医院	倉吉市西倉吉町二二一〇	昭和六十三年十月五日

鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和六十三年十月二十七日認可

したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久原地区区画整理）を昭和六十三年十月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十九号

溝口町が行う土地改良事業に係る福居地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線、三・四・十二号米子駅福生線及び三・五・十号米子駅石井線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線  
変更する部分

米子市明治町及び弥生町

2 三・四・十二号米子駅福生線  
変更する部分

米子市明治町、弥生町及び万能町

3 三・五・十号米子駅石井線  
変更する部分

米子市末広町及び弥生町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県土木部都市計画課